

取引説明書(LION FX 法人のお客様用)対比表

2021年4月26日

(青字部分は追加、青字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
3. 口座開設までの流れ (1) 契約締結前交付書面をお読みください。 (2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。 (3) 下記の書類3点を当社までご郵送ください。 ・履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらか1点 (発行から6カ月以内の原紙) ・取引担当者様の本人確認書類 ・実質的支配者に関する申告書 (4) 当社における口座開設の可否を審査の上、「LION FX」口座専用のユーザーID、パスワードを法人の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。また、取引担当者様には、口座開設完了の案内状を取引担当者様の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。 (5) 当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。 ※本人確認書類について 取引担当者様の本人確認書類は、下記のいずれか1点となり、住所・氏名・生年月日が確認できるものとなります。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書⑥パスポート⑦個人番号カード（表面のみ、裏面は不要です。）等となります。また、③④は発行から6ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。また、お送りいただく前に次の3点をご確認いただき、該当する場合、当該箇所を黒く塗りつぶし、判読できない状態にしてください。なお、塗りつぶされていない等の場合、当社にて判読できない状態にいたします。 ・本籍地の情報（ただし、運転免許証の住所が本籍地と同上となっている場合を除きます。） ・基礎年金番号（年金手帳を本人確認書類としてお送りいただく場合） ・個人番号（個人番号が記載された住民票を本人確認書類としてお送りいただく場合） ※実質的支配者に関する申告書について 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の事項の確認をさせていただきます。 ・実質的支配者の該当の有無 ・実質的支配者の該当ありの場合、実質的支配者の本人特定事項	3. 口座開設までの流れ (1) 契約締結前交付書面をお読みください。 (2) 新規口座開設申込に必要な情報をとして、法人様情報や実質的支配者様に関する情報等を入力していただきます。 (3) 下記の書類3点を当社までご郵送ください。 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらか1点 (発行から6カ月以内の原紙) 取引担当者様の本人確認書類 実質的支配者に関する申告書 当社まで取引担当者様の本人確認書類を添付メールまたは郵送もしくはFAXにてお送りいただきます。 (4) 当社における口座開設の可否を審査の上、「LION FX」口座専用のユーザーID、パスワードを法人の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。なお、取引担当者様が法人を代表する権限を有していると認められる場合に限り、ユーザーID、パスワードはメールにてお知らせいたします。また、取引担当者様には、口座開設完了の案内状を取引担当者様の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。 (5) 当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。 ※本人確認書類について 取引担当者様の本人確認書類は、下記のいずれか1点となり、住所・氏名・生年月日が確認できるものとなります。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書⑥パスポート⑦個人番号カード（表面のみ、裏面は不要です。）等となります。また、③④は発行から6ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。また、お送りいただく前に次の3点をご確認いただき、該当する場合、当該箇所を黒く塗りつぶし、判読できない状態にしてください。なお、塗りつぶされていない等の場合、当社にて判読できない状態にいたします。 本籍地の情報（ただし、運転免許証の住所が本籍地と同上となっている場合を除きます。） 基礎年金番号（年金手帳を本人確認書類としてお送りいただく場合） 個人番号（個人番号が記載された住民票を本人確認書類として

	お送りいただく場合) ※実質的支配者に関する申告書について 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の事項の確認をさせていただきます。 — 実質的支配者の該当の有無 — 実質的支配者の該当ありの場合、実質的支配者の本人特定事項 ※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた以下のようなものとなります。①運転免許証（運転経歴証明書）②各種健康保険証（記号・番号・保険者番号・QRコードは判読できないように塗りつぶしてください。）③住民票の写し（個人番号は判読できないように塗りつぶしてください。）④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書⑥パスポート（2020年2月4日以降に申請されたものは所持人記入欄が存在しないためご利用できません。）⑦個人番号カード（表面）⑧年金手帳（基礎年金番号は判読できないように塗りつぶしてください。）等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、③④は発行から6ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。
6. 取引時間 ・ 米国東部標準時間採用時 日本時間月曜日午前7時00分から土曜日午前6時00分 ・ 米国東部夏時間採用時 日本時間月曜日午前6時00分から土曜日午前5時00分 ただし、日締め作業のため、日本時間午前7時00分（米国東部夏時間採用時は午前6時00分）前後に通信が切断されますので、再ログインを行ってください。（日締め作業は通常2～3分程度ですが、30分程度メンテナンスを行う場合があります。）	6. 取引時間 ・ 米国東部標準時間採用時 日本時間月曜日午前7時00分から土曜日午前6時0030分 ・ 米国東部夏時間採用時 日本時間月曜日午前6時0030分から土曜日午前5時0030分 ただし、日締め作業のため、日本時間午前76時0059分（米国東部夏時間採用時は午前65時0059分）前後に通信が切断されますので、再ログインを行ってください。（日締め作業は通常2 215分程度ですが、30分程度メンテナンスを行うかかる場合があります。）
2021 年 4 月 12 日現在	2021 年 4 月 26 日現在